

保護者のみなさまへの補助金について

幼稚園・認定こども園（1号）の保護者への補助について

幼稚園・認定こども園（1号）へ通園させているあきる野市民の方に、保育料及びその他納付金の一部を補助しています。

また、令和5年10月1日から、満3歳児の第2子以降（令和7年9月1日から第1子以降）で、市が保育の必要性があると確認した児童の保護者に預かり保育料の一部を補助しています。



補助金の概要

- ・ 名称 . . . 保護者負担軽減費補助金
- ・ 対象経費 . . . 保育料及びその他納付金、預かり保育料
- ・ 交付時期 . . . 前期分（4月～8月）を11月中旬に、後期分（9月～3月）を5月上旬に指定の口座に振り込みます。

※ 補助金には細かな条件があり、また年度により金額や条件が変更される可能性があります。詳しくはあきる野市保育課へおたずねください。あきる野市保育課 042-558-1111（代表）（他市町村に住民登録をされている方は、各市町村におたずねください）

(1) 給食材料費補助金

a 1号児給食材料費補助金（毎月の差額払い）

主食費+副食費=3,800円に対しては、あきる野市から第1子に対しては1,800円、就学前のきょうだいを数えて第2子については4,800円上限の補助があります。

（一定の所得未満の方は免除されます。この場合申請の必要はありません）

(2) 保護者負担軽減費補助金（1号児のみ対象）（いったん園へ納付後、市から保護者へ年2回直接還付されます）

特定負担金の施設設備費及び教育環境充実費に対して、東京都及び市より月額合計5,500円を限度に補助されます（当園の場合は4,900円）

(3) 預かり保育料補助金（毎月の差額払い。補助金を差し引いた額を園へ納めます）

1号児の方で、保護者の申請により就労などの理由で市から認定された場合は、日額450円が市から補助されます（限度額月額11,300円）